

大 阪 市 監 査 委 員	森	伊 吹
同	森	恵 一
大阪市監査委員職務執行者	杉村	幸太郎
同	森山	よしひさ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(地方独立行政法人 大阪市博物館機構)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である地方独立行政法人大阪市博物館機構に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第 3 監査の対象

1 対象団体

地方独立行政法人 大阪市博物館機構

- ・ 主に直近事業年度を対象とした。

2 対象所属

経済戦略局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク	ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。	指摘事項 1
	イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。	—
	ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。	—
	エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む）が適切に行われているか。	—
(2) 現行業務が設立目的に合致していないリスク	ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、又各事業は効果的・効率的に実施されているか。	—
	イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているのか。	—
(3) 補助金及び交付金の申請並びに経理が適切になされないリスク	ア 補助金及び交付金の交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払記録は一致しているか。	—
	イ 事業内容は、補助金及び交付金の交付条件に準拠したものとなっているか。	—
	ウ 補助金及び交付金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。	—
	エ 証ひょう書類の整備及び保存状況は適切か。	—
(4) 財務報告の信頼性を害するリスク	ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。	指摘事項 2
	イ 経営成績及び財政状態は良好か。	—
	ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また会計経理は適切か。	指摘事項 2
(5) 指導監督が適切でないリスク	ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われている

ことがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 館蔵品の定期点検について改善を求めたもの

地方独立行政法人大阪市博物館機構館蔵品財産管理要項（以下「要項」という。）第8条において、博物館及び美術館（以下「各館」という。）が所有している国宝・重要文化財及び館蔵品（以下「館蔵品」という。）について、5年ごとを原則として複数人による検査をしなければならない旨が定められている。

今回の監査で、各館の館蔵品の定期点検に係る規定を確認したところ、各館で検査時期及び方法が異なっていた。また、本法人の事務局はその事実を把握していなかった。

これは、各館の館蔵品が質的及び量的に違いがあること、及び要項にある定期点検の検査時期及び方法が解釈の余地があることから、定期点検の検査時期及び方法が各館の状況に応じて定められたことが原因である。

現状では、館蔵品が適切に管理されず、財務報告の信頼性を害するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

〔指摘事項1〕

本法人は、事務局において、各館の館蔵品の定期点検の状況を適切に把握した上で、検査時期及び方法について、統一的な定めとする部分と各館独自の定めとする部分を整理し、要項を再整備されたい。また、事務局から各館に対して、館蔵品の定期点検の意図と再整備した要項について周知徹底するとともに、各館は、その内容を踏まえて規定を再整備されたい。さらに、事務局は、再整備した要項及び規定に沿った点検が行われているか定期的にモニタリングする仕組みを構築されたい。

2 本法人の会計処理について改善を求めたもの

公共的性格を有する地方独立行政法人の会計は、地方独立行政法人会計基準及び同会計基準注解（以下「会計基準」という。）に準拠した会計処理が求められる。なお、会計基準で詳細な規定がない事項については、独立行政法人会計基準を参考とすることとされている。

（1）賞与引当金に係る会計処理

会計基準第17第2項において、翌年度6月支給予定の賞与の財源が翌年度に運営費交付金により措置される見込みがあれば、損益計算書において賞与額は支払いベースで計上され、引当金は計上しない旨が定められている。ただし、同基準第88第2項において、行政サービス実施コスト計算書には、当該年度に発生したコストを示すため、引当外賞与増加見積額（当事業年度末における賞与引当金の相当額から、前事業年度末における賞与引当金の相当

額を差し引いたもの)を計上しなければならない旨が定められている。

今回の監査で、本法人が作成した令和3年度の行政サービス実施コスト計算書を確認したところ、引当外賞与増加見積額が正しく表示されていなかった。

これは、会計基準の理解不足及び財務諸表が適切に表示されているかの網羅的な検証を実施する仕組みに脆弱な部分があったことが原因である。

(2) 寄附金の会計処理

会計基準第83第2項(2)及び第3項において、設立団体以外の者から寄附を受け、当該資産が償却資産であるときは、公正な評価額により借方に資産を計上するとともに、貸方には、当該資産の用途が特定されていると認められる場合は資産見返寄附金(負債)を計上しなければならない旨が定められている。

今回の監査で、本法人が設立団体以外の者から寄贈を受けた固定資産の会計処理を確認したところ、適切な会計処理をしていなかったことにより、貸借対照表及び損益計算書が正しく表示されていなかった。

これは、会計基準に寄附金の会計処理で用いる勘定科目が具体的に示されていなかったことが原因で、会計基準を把握できていなかったことによるものである。

現状では、財務諸表が適切に作成されず、財務報告の信頼性を害するリスクがある。したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

本法人は、会計基準の知識を習得するとともに、専門家の指導を受けて、適切な会計処理を実施されたい。また、財務諸表が適正に表示されているかを網羅的に検証できる仕組みを構築されたい。

第7 その他

なし